

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

平成 23 年 6 月
労災補償部労災管理課

1 趣旨

労災保険制度においては、事業の種類ごとに保険料率が定められているが、事業の種類が同一であっても、業務災害について支給された労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令第 30 号）の特別支給金（以下「労災保険給付等」という。）の額から算定されるメリット収支率の値に応じ、個別事業の保険料率を増減（ -40% から $+40\%$ まで）し、事業主の災害防止努力の促進や保険料負担の公平性の確保を図っている（メリット制）。

平成 23 年 3 月 11 日に生じた東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴い業務災害が生じ、これについて多くの労災保険給付等が支給されることが見込まれるが、①地震に伴う業務災害に関する労災保険給付等はメリット制の効果の一つである事業主の災害防止努力の促進とは直接関係せず、その額をメリット収支率の算定に反映させたとしても事業主の災害防止努力は促進されないと考えられること、また、②反映させることとすれば、被災地域の事業主の保険料負担が増加することが懸念されることから、地震に伴う業務災害に関する労災保険給付等の額は、メリット収支率の算定に反映させないものとする。

2 内容

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 12 条第 3 項の規定に基づき、以下の特例を設ける。

- (1) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）第 18 条の特例を設け、地震に伴う業務災害について支給された労働者災害補償保険法の保険給付の額については、徴収法第 12 条第 3 項及び第 20 条第 1 項のメリット収支率の算定に当たり、厚生労働大臣が定める率を乗じるものとする。なお、「厚生労働大臣が定める率」については、これを零とする厚生労働大臣告示を定めることとする。
- (2) 徴収則第 18 条の 2 の特例を設け、地震に伴う業務災害について支給された特別支給金の額については、メリット収支率の算定に当たり、算入しないものとする。

3 施行期日 公布の日